

新規就農者調査

【一般統計調査】

【実施機関】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室

【目的】

本調査は、「食料・農業・農村基本計画」（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）に基づき、意欲ある多様な農業者による農業経営を推進するため、新規就農者数（雇用における新規就農者及び新規参入者を含む。）を把握し、新たな人材を育成・確保する諸施策の企画・立案、検証等に必要な資料を整備することを目的とする。

【沿革】

2000 年（平成 12 年）世界農林業センサスまでは、同調査の農家調査票の中に、個々の農家世帯員の 2 か年（前年と前々年）の就業状態に係る調査項目が設けられていたことから、本調査の就業状態調査票に相当するデータ（すなわち、自営農業就農者数）が把握できていたが、2005 年（平成 17 年）農林業センサスにおいて、報告者負担の軽減の観点から、前々年の就業状態に関する事項が削除され、自営農業就農者の把握ができなくなった。

本調査は、この農林業センサスの簡素化を受け、自営農業就農者数を含めた新規就農者数の動向を総合的に把握するために、平成 19 年から開始されたものである。新規参入者調査票は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、平成 22 年調査から就業状態調査票及び新規雇用者調査票とともに、一般統計調査として扱われることになった。

【公表】

インターネット及び印刷物（概要：調査実施年の 9 月末日、詳細：調査実施年の 12 月末日）

【調査の構成】

1－就業状態調査票、2－新規雇用者調査票、3－新規参入者調査票

1－就業状態調査票

【調査対象】

（地域）全国 （単位）農業経営体 （属性）農業経営体のうち家族経営体（世帯単位で事業を行う経営体）（抽出枠）2010 年世界農林業センサスの結果

【調査方法】

（選定）無作為抽出 （客体数）91,007／1,647,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年 4 月 1 日現在 （系統）農林水産省－農政事務所等－統計・情報センター－報告者

【周期・期日】

（周期）年 （実施期日）毎年 4 月中旬～5 月中旬

【調査事項】

1. 農業経営の状況、2. 農業従事者数、3. 農業従事者の年齢及び性別、4. 農業従事者の調査期日前1年間及び調査期日前1年間より遡って1年間の生活の主な状態

2—新規雇用者調査票

【調査対象】

(地域)全国 (単位)農業経営体 (属性)農業経営体のうち組織経営体及び一戸一法人(法人化している家族経営体) (抽出枠)2010年世界農林業センサスの結果

【調査方法】

(選定)無作為抽出 (客体数)3,569/33,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年4月1日現在 (系統)農林水産省—農政事務所等—統計・情報センター—報告者

【周期・期日】

(周期)年 (実施期日)毎年4月中旬～5月中旬

【調査事項】

1. 新規雇用者の有無、2. 新規雇用者数、3. 新規雇用者の年齢及び性別、4. 新規雇用者の農家出身・非農家出身の別、5. 新規雇用者の就業上の地位、6. 新規雇用者の従事する作業の内容、7. 新規雇用者の雇用される直前の就業状態

3—新規参入者調査票

【調査対象】

(地域)全国 (単位)農業委員会及び地方公共団体 (属性)農業委員会、及び農業委員会が設置されていない市区町村においては当該市区町村

【調査方法】

(選定)全数 (客体数)1,753 (配布)郵送・オンライン・FAX (収集)郵送・オンライン・FAX (記入)自計 (把握時)毎年4月1日現在 (系統)農林水産省—農政事務所等—統計・情報センター—報告者

【周期・期日】

(周期)年 (実施期日)毎年4月中旬～5月中旬

【調査事項】

新規参入者の男女別年齢別の人数

(平成25年11月更新、総務省統計局「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」:
平成22年11月29日承認)